

令和6年度における万博国際交流プログラム推進のための
地方財政措置の考え方について

令和6年1月31日

内閣官房国際博覧会推進本部事務局
総務省自治行政局国際室

万博国際交流プログラム推進要綱（令和6年1月19日内閣官房国際博覧会推進本部事務局決定。以下「要綱」という。）に基づく地方財政措置の考え方は、以下のとおりです。

なお、令和7年度における地方財政措置の考え方は改めてお示しする予定です。

1. 対象団体

要綱第3（3）に基づき、万博国際交流自治体として登録された地方公共団体（二以上の地方公共団体による連携主体を含む）のうち内閣官房事業の対象国・地域以外の国・地域（※）との交流を実施する団体

（※）外務省ホームページ上の地域区分における欧州、北米、アジア及びオーストラリア連邦

2. 対象経費

住民等と次に掲げる者（以下「万博関係者」という。）との交流又は当該交流に伴い行われる取組（内閣官房事業を通じて実施する対象国・地域との取組を除く）であって、地域経済の振興や青少年の育成を図ろうとするものに要する経費（一般職員の旅費など行政の内部管理経費及び食糧費等個人に直接利益を及ぼす経費は対象外）

- ・万博参加国・地域のナショナルデーのイベント参加、万博参加国・地域のパビリオンの準備・運営等に関わる者
- ・万博参加国・地域の関係者
- ・万博の企画・運営等に関わる日本側の万博関係者

<例>

- 万博関係者との交流に要する経費
- －万博関係者の招へいに要する経費

- －万博のテーマに関連した相手国の文化体験、相手国にまつわる各種イベント、講演会等の開催経費
- －万博関係者に万博国際交流自治体の魅力を体験してもらうイベントや住民との交流会の開催経費
- －万博国際交流自治体と相手国の青少年等との交流に要する経費

3. 地方財政措置（特別交付税措置）の算定額
対象経費の一般財源合計額の2分の1